

復興交付金事業計画

計画名称 いいたて までの復興計画
計画策定主体 飯舘村
計画期間 平成 24 年 11 月から平成 27 年 3 月
計画区域 福島県相馬郡飯舘村 ただし、当該計画の実施場所は福島県内及び隣接地域及び除染完了後の村内とする。 ※計画区域、区域の現況及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。
計画区域における震災による被害の状況 飯舘村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災および津波災害を原因として東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した原子力災害により、村内全域が大量の放射性物質により汚染され、平成 23 年 4 月 22 日に計画的避難区域として設定されたことから、現在も 1,700 世帯、6,500 人の全村民が、村外の福島市、伊達市、相馬市など県内外の広域に 3,100 世帯以上に分離した上で分散避難を余儀なくされている。 放射能汚染の状況は、平成 23 年 8 月 30 日付「文部科学省による放射線量等分布マップ（放射性セシウムの土壌濃度マップ）の作成について」によれば、村域のほとんどが 600kBq/m ² 以上に分類され、村内南部の長泥地区では 3,000kBq/m ² 以上のポイントも存在し、原子力発電所から 30km 以遠の市町村としては、最大級の汚染濃度となっている。 このため、平成 23 年度より村全域が米の作付制限区域となったのに加え、計画的避難区域の設定により村内での生活および就業が禁止されたことから、農林業はもとより、一部特例として継続操業が認められた製造業を除き、すべての事業活動ができない状況となっている。 震災の被害からの復興に関する目標 平成 24 年 8 月に策定された「いいたて までの復興計画（第 2 版）」では、復興の 5 つの基本方針として、「生命（いのち）を守る」、「子どもたちの未来をつくる」、「人と人がつながる」、「原子力災害をのりこえる」、「まがいブランドを再生する」を掲げ、復興に向けた施策に取り組むとしている。 飯舘村は、道路、水道、集落排水等を仮復旧し、一時帰宅等で必要な最低限の生活基盤は、ほぼ整っている状況にある。しかし、今後の帰村に向けては不十分であり、仮復旧から本復旧、村道の通行止めの解除、各公共施設の被災状況を調査し、復旧を計画的に進める。また、当該施設の再開に向けては施設をどう維持するかという視点も含め対応し、当該施設の再開に向けた復旧・維持管理に努める。さらに、当該施設の復旧工事を進めるに当たっては、原子力発電所事故により拡散した放射性物質の除染および汚染された表土等の処分先の確保も必須である。 産業再生等については、村の基幹産業である「農業の再生」のため、飯舘村で培ってきた花きや野菜、畜産に係る技術を避難先においても継続・継承することによって村民の営農意欲を維持し、以て「いいたてブランド」を維持・発展させることとしている。また、農地の除染から再整備、維持保全を一連で実施できるよう施策を進めるとともに、新たな

産業として、植物工場や再生可能エネルギーを村内に導入できれば雇用の拡大につながることから、積極的に検討を進める。この他、円滑な帰村が進むよう森林の再生を進めるとともに、除染の進行状況および避難解除時期を見据えて事業所が再開できるよう準備、支援する。計画的避難区域となっている村内での営農継続は不可能であることから、当面、意欲ある農業者の避難先での営農再開を支援し、「までいブランド」の農産物の生産と市場流通を確保することにより、「までいブランド」再生の足がかりとするとともに営農再開した農業者に村民が雇用され、「までいブランド」の再生にかかわることによる「村と村民」や、村民相互の絆を結び、心の支えとなることも期待される。

村内における営農活動にあたっては、除染事業後の村内の詳細汚染濃度マップ等の作成により営農再開可能区域を設定するとともに、集落営農の推進、農業経営体の構築推進により、疲弊した農業の受け皿の復活を図り、一方では、残存放射性物質による汚染農産物の生産を極力避けるために、花卉の特産化、施設園芸の拡大、バイオエネルギー作物の栽培などを検討、推進することにより、消費者に受け入れられる農業形態を構築することが必要であり、村外での営農継続支援はその先導的役割を果たすものである。

また、飯舘村で培ってきた森林資源を活用した産業の確立・再生可能エネルギー（木質バイオマス・バイオ燃料等）の技術を検討・導入するとともに、これら再生可能エネルギーの製造で生じた残渣からのセシウム分離技術の実証を行うことにより村民の意欲維持と新規産業の振興による雇用機会の創出、山林の円滑な除染体系の構築を図ることにより、「までいな森林再生」を維持・発展させることとしている。

具体的には、村内の森林に対し計画的に列状間伐を行うことにより森林の計画的伐採を行う。また、伐採した木材の放射性物質検査を行い、汚染されていない木材については国産材としての有効活用の可能性を探る一方、汚染木材や枝葉、樹皮、除染による落ち葉を含むリター層については、バイオマス発電等再生可能エネルギーへの利用を図る。

さらに、飯舘村における国直轄除染事業が一定程度効果を生み、村内での営農活動が可能となれば、復興交付金事業により整備した復興公営住宅や農業施設等に対し、バイオマス発電施設等で発生したエネルギーを活用し、村の産業復興の先導的施設として活用することにより、速やかな村の復興に資することができる。

次に、生活環境の整備については、「いいたて までいな復興計画」では、「飯舘村」という地域の復興のみならず、「村民一人ひとり」が生活基盤を再建し、復興の実感・安心を得ることがより重要である、との観点に立ち、「村民の皆さんの避難生活と生活再建を優先して支援」するため、「避難生活を継続せざるを得ない方や村から離れている方への支援についても進める」という方針を掲げている。

村民の帰村に向けては住宅政策が重要な位置づけとなることから、被災した住宅を含めて住宅政策を再構築する必要がある。とりわけ村公営住宅は、震災に続く避難により管理できない状況にあるため、帰村に当たっては大規模修繕が必要であるとともに、老朽化した公営住宅は用途廃止も含め新たな整備が必要である。また、帰村に間に合うタイミングで各種道路をはじめ、上下水道、生活改善センター、各地区公民館、中学校、小学校、幼稚園、診療所、宿泊施設、老健施設、公営住宅等各公共施設の建替え、改修・修繕も進めなければならない。

子供を抱える若い世代は、除染がすすみ避難解除されても即村に帰還しないことも予想されることから、一定期間村外で生活するための復興公営住宅の整備は必須である。このため仮設幼・小・中学校が立地する地域に子育て世代の村民を対象に「村外子育て拠点」として復興公営住宅を整備する。

このほか高線量の区域の住民および高齢等で村内の自宅に戻ることが不安な住民を対象として、村内拠点に新たに復興公営住宅を整備する。

国、福島県及び飯舘村は、これまでも連携して被災者の生活支援や被災地域の復旧等に取り組んできたが、今後とも、飯舘村の復興計画等も踏まえつつ、復興・再生のために必要な取組の具体化に向けた協議を進め、実施することが決定した具体的取組について、国、福島県、飯舘村等が役割分担しながら取り組んでいくこととする。

対象事業の詳細 様式 1-2、1-3、1-4、1-5

基金設置の有無・基金設置の時期

(基金設置主体： 福島県) / 無 ()
(基金設置の時期：平成 24 年 3 月)

※該当を○で囲んで下さい

復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 別紙※

※特定市町村又は特定都道県が独自に、域内の復興に関する構想、そのために必要となる施策等を取りまとめた文書を作成している場合には、その文書を添付してください。